

CASE STUDY

Case 1

空き家×**移住** 空き家を自分好みにリフォーム
「木目を生かしたダイニング&キッチン」

Case 2

空き家×**起業** 集落をまるごと再生
「グランピング×古民家×地域交流」

TOPICS

空き家活用支援事業
古民家再生促進支援事業

移住・起業の しおり

ひ

ようごの

空

き家

を活用した



移住・起業のしおりって？

兵庫県内には

魅力的な住まいや事業所として

活用できる可能性を秘めた空き家が

数多くあります。

このしおりでは

兵庫県内の空き家・空き店舗を

多くの方に活用していただけるよう、

空き家の利活用の際に使える

充実した支援制度をご紹介します。

空き家を活用した

移住や起業をお考えの方、

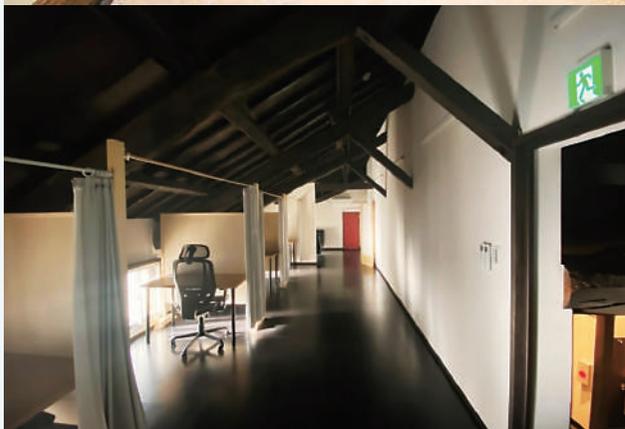
空き家を持っていてくれるけれど

その活用方法が決まっていけない方は

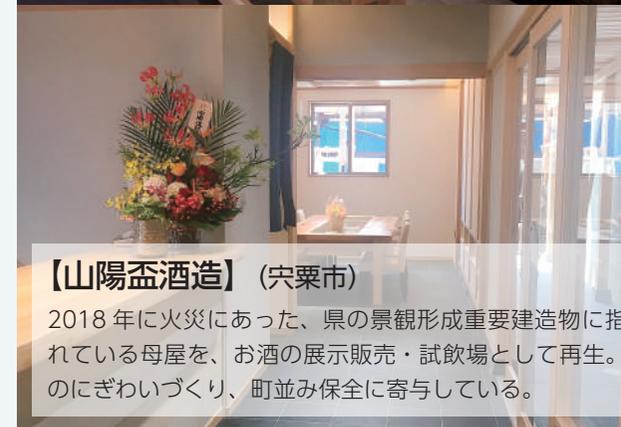
是非、この冊子を参考にしてみてください。



【篋邸】（伊丹市）
築170年を超える酒造商家を改修。阪神・淡路大震災の被害を受け、建物全体が傾斜した状態から、元の外観の趣を残したまま耐震補強を実施し、地域の方が利用できるコワーキングスペース及び軽食を楽しめるコミュニティスペースとして活用している。



【豆富どころ「もりとみ」】（多可町）
地元産白大豆、黒大豆を使用した地域特産品の開発や、豆腐等の販売店として空き家を改修。地域住民への集会所（客室）の無償貸し出しや、地域住民や子供を対象にした豆腐作り体験・厨房見学の開催により、地域交流の場としても活用を図っている。



【山陽盃酒造】（宍粟市）
2018年に火災にあった、県の景観形成重要建造物に指定されている母屋を、お酒の展示販売・試飲場として再生。地域のにぎわいづくり、町並み保全に寄与している。

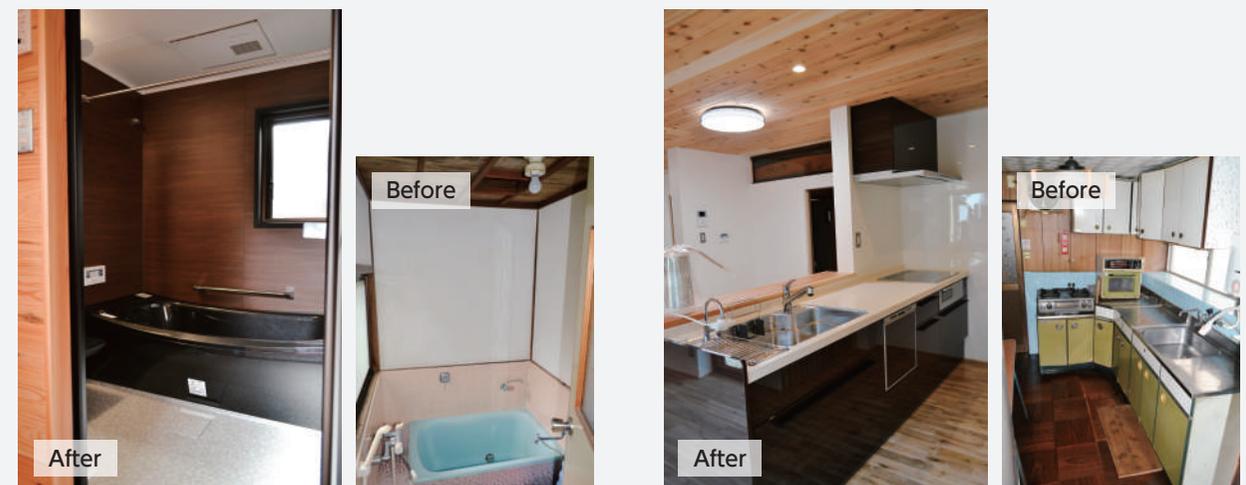


空き家 × 移住

空き家のリフォームは間取りも、設備も内装も、
自分仕様にできるんです。
空き家を活用して、自分好みのマイホームをつくりませんか？



県の空き家活用支援事業を利用し、別々だったダイニングと独立型キッチン、木目を基調としたオープンキッチンにリフォーム。



空き家バンクで 物件探し

「空き家バンク」とは、
市町が空き家情報を提供する
ウェブサイトのこと。
「空き家バンク」をご覧ください。
掘り出し物件が見つかるかも…？

お試し住宅で 地域を知る

一定期間のお試し居住ができる、
市町のお試し住宅。
生活体験、物件探しの拠点など
利用目的もさまざま。



淡路市
「淡路市暮らし体験住宅
仁井サンハイツ」

▼兵庫県内でお試し住宅の提供をしている市町の一覧

市町名	名称	担当課	電話番号
多可町	お試し住宅	定住推進課	0795-32-4776
相生市	あいおい暮らしお試し住宅	定住促進室	0791-23-7125
赤穂市	お試し暮らし住宅	市民対話課	0791-43-6812
上郡町	移住体験住宅	企画政策課	0791-52-1112
豊岡市	お試し住宅 ほか	環境経済課	0796-21-9096
養父市	ちょこっと暮らし住宅 ほか	やぶぐらし課	079-662-3172
朝来市	あさご暮らし体験住宅	総合政策課	079-672-1492
新温泉町	新温泉町いなか暮らし体験住宅	商工観光課	0796-82-5625
淡路市	淡路市暮らし体験住宅	まちづくり政策課	0799-64-2506

※県でも県営住宅の空き室を使ったお試し住宅を県内各地に設置しています（兵庫県住宅管理課 TEL:078-230-8470）

支援制度 を活用しよう

空き家をリフォームして住むとき (空き家活用支援事業)

築20年以上等の要件を満たす住宅の場合、改修費を最大 **100万円**（若年・子育て世帯、UJIターン世帯は最大 **150万円**）を補助します。

問 兵庫県 住宅政策課 ☎ 078-362-3583

県産木材を使用してリフォームするとき (兵庫県産木材利用木造住宅特別融資制度)

県産木材を一定以上使用して増改築あるいは既存住宅のリノベーション、リフォームを行う場合の資金を融資します。

問 兵庫県 林務課 ☎ 078-362-9224

改修費を借りるとき

(転入者住宅改修工事利子補給事業)

オールドニュータウン転入者に対し、既存住宅の改修工事に係る借入金の利子相当額を最大 **15万円**補助します。

問 兵庫県 住宅政策課 ☎ 078-362-3595

住宅を耐震化するとき

(ひょうご住まいの耐震化促進事業)

昭和56年5月以前着工の旧耐震基準の住宅の耐震改修等を支援します。(窓口は市町)

問 兵庫県 建築指導課 ☎ 078-362-4340

遊休農地を活用するとき

(田舎暮らし農園施設整備支援事業)

遊休農地等の活用を前提に、空き家を住宅として活用するための改修費等を最大 **100万円**補助します。

問 兵庫県 楽農生活室 ☎ 078-362-9198

住宅をバリアフリー化するとき

(人生いきいき住宅助成事業)

バリアフリー化工事により、高齢者等に対応した住宅に改修する場合に、改修費を最大 **80万円**補助します。

問 兵庫県 都市政策課 ☎ 078-362-4298

事業をする場合の支援制度

女性・若手・ミドル・シニア等が起業するとき

(女性・若手・ミドル・シニア・ポストコロナ起業家支援事業)

所定の年齢要件等を満たす代表者が起業する場合に、起業に係る経費の一部等を最大 **100万円** 補助します。空き家を活用する場合は、改修費に対して補助を最大 **100万円** 上乗せします。

問 兵庫県 新産業課 ☎ 078-362-4157

IT事業所を開設するとき

(IT 戦略推進事業)

空き家を IT 関連事業所として活用するための改修費、賃借料、通信回線使用料等を最大 **3,700万円** (3年間総額) 補助します。

問 兵庫県 新産業課 ☎ 078-362-3054

コワーキングスペースを開設するとき

(コワーキングスペース開設支援事業)

空き家をコワーキングスペースとして活用するための改修費、賃借料、通信回線使用料等を最大 **1,000万円** (3年間総額) 補助します。

問 兵庫県 新産業課 ☎ 078-362-4156

商店街の空き店舗を活用するとき①

(商店街シンボル建築物再生支援事業)

商店街の歴史を物語るシンボリックな建築物を改修し、にぎわい・交流の拠点として再生する場合の設計及び改修費を最大 **2,200万円** 補助します。

問 兵庫県 都市計画課 ☎ 078-362-9296

古民家を活用するとき

(古民家再生促進支援事業)

古民家 (築 50 年以上で伝統的構法等の要件あり) を地域交流拠点に改修する際、最大 **1,000万円** を補助します。別途、所有者負担なしで古民家の建物調査や再生提案を受けられるメニューがあります。

問 兵庫県 住宅政策課 ☎ 078-362-3583

ふるさとに移住し起業するとき

(ふるさと起業・移転促進事業)

UJI ターンにより県内へ移住し、起業する場合に、起業・移転に係る経費等を、最大 **200万円** 補助します。空き家を活用する場合は、改修費に対して改修費補助を最大 **100万円** 上乗せします。

問 兵庫県 新産業課 ☎ 078-362-4157

オフィスビルの空き床を活用するとき

(空き床活用支援事業)

閉鎖された事業用建物やオフィスビルの空き床を活用する場合に、改修費、賃借料を最大 **400万円** まで補助します。

問 兵庫県 産業立地室 ☎ 078-362-4154

子育てスペースを整備するとき

(子育てほっとステーション事業)

空き店舗等を子育てスペースとして活用するための施設整備費等を最大 **100万円** 補助します。

問 兵庫県 男女家庭課 ☎ 078-362-4185

商店街の空き店舗を活用するとき②

(商店街空き店舗再生支援事業)

商店街が空き店舗を借り上げ、商店街に必要な業種等の魅力ある出店者を誘致する取り組みを支援します。一店舗当たり最大 **200万円** 補助します。

問 兵庫県 経営商業課 ☎ 078-362-3326

空き家を活用するとき

(空き家活用支援事業)

築 20 年以上等の要件を満たす空き家を事業所として改修する場合、最大 **150万円** (UJI ターンタイプは最大 **225万円**、地域交流拠点は最大 **500万円**) を補助します。

問 兵庫県 住宅政策課 ☎ 078-362-3583

空き家 × 起業

新築ではなく空き家活用だからこそ

味のある事業所になる。

空き家を活用して、新しいことはじめてみませんか？



【glaminka SAYO】(佐用町)

廃村となった佐用町若州集落の古民家 6 棟を宿泊及びグランピング施設として再生。4 棟はそれぞれ貸し切り型の宿泊施設、2 棟は客同士や客と地元住民がセミナー等を通じてコミュニケーションできる施設となっている。



コミュニティ棟



宿泊棟 西屋

空き家活用支援事業

空き家（共同住宅の空き室もOK）を住宅、事業所、地域交流拠点として活用しようとする場合に、改修費の一部を支援します。

○対象地域

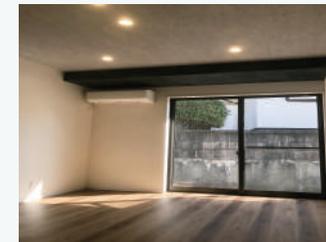
政令市又は中核市を除く地域。ただし、姫路市における旧香寺町、安富町、夢前町及び家島町の区域並びにまちなか再生区域は対象

○事業の対象となる空き家

一戸建て住宅の空き家又は共同住宅の空き住戸のうち、次のいずれにも該当するもの

- ・築20年以上であること
- ・台所・便所・風呂等の水回り設備が10年以上未更新
- ・空き家期間が6箇月以上
- ・耐震性能を有する（改修工事に合わせて耐震改修する場合も可）

○補助額 …対象工事費は、空き家の機能回復又は設備改善に必要な改修工事費（市街化区域以外の区域）



【問合せ先】

兵庫県住宅政策課
TEL:078-362-3583

▶【住宅型】事業活用事例

住宅型 一般世帯タイプ			
一戸建ての住宅		共同住宅	
対象工事費	補助額	対象工事費	補助額
100～150万円	40万円	100～150万円	40万円
150～200万円	60万円	150～200万円	60万円
200～250万円	75万円	200万円～	65万円
250～300万円	90万円		
300万円～	100万円		

住宅型 若年・子育て世帯タイプ			
一戸建ての住宅		共同住宅	
対象工事費	補助額	対象工事費	補助額
100～150万円	60万円	100～150万円	60万円
150～200万円	85万円	150～200万円	85万円
200～250万円	110万円	200万円～	100万円
250～300万円	135万円		
300万円～	150万円		

住宅型 UJIターン世帯タイプ			
一戸建ての住宅		共同住宅	
対象工事費	補助額	対象工事費	補助額
100～150万円	60万円	100～150万円	60万円
150～200万円	85万円	150～200万円	85万円
200～250万円	110万円	200万円～	100万円
250～300万円	135万円		
300万円～	150万円		

住宅型 学生シェアハウスタイプ			
一戸建ての住宅		共同住宅	
対象工事費	補助額	対象工事費	補助額
100～150万円	60万円	100～150万円	60万円
150～200万円	85万円	150～200万円	85万円
200～250万円	110万円	200～250万円	110万円
250～300万円	135万円	250～300万円	135万円
300～350万円	160万円	300万円～	150万円
350～400万円	185万円		
400万円～	200万円		

事業所型 一般タイプ			
一戸建ての住宅		共同住宅	
対象工事費	補助額	対象工事費	補助額
150～200万円	60万円	150～200万円	60万円
200～250万円	75万円	200～250万円	75万円
250～300万円	90万円	250～300万円	90万円
300～350万円	110万円	300～350万円	110万円
350～400万円	125万円	350万円～	115万円
400～450万円	140万円		
450万円～	150万円		

事業所型 UJIターンタイプ			
一戸建ての住宅		共同住宅	
対象工事費	補助額	対象工事費	補助額
150～200万円	85万円	150～200万円	85万円
200～250万円	110万円	200～250万円	110万円
250～300万円	135万円	250～300万円	135万円
300～350万円	160万円	300～350万円	160万円
350～400万円	185万円	350万円～	175万円
400～450万円	210万円		
450万円～	225万円		

▼【事業所型】事業活用事例

【AKIYA nehemiah】（淡路市江井）



宿泊スペース



五右衛門風呂

地域交流拠点型			
一戸建ての住宅		共同住宅	
対象工事費	補助額	対象工事費	補助額
100～200万円	75万円	100～300万円	100万円
200～400万円	150万円	300～500万円	200万円
400～600万円	250万円	500～700万円	300万円
600～800万円	350万円	700万円～	350万円
800～1,000万円	450万円		
1,000万円～	500万円		

県と連携した空き家活用支援事業（市街化区域）

※市街化区域に関しては、市町が補助制度を持っている場合に限り、支援を受けることができます。

単位：万円（ ）内は共同住宅への補助制度がある場合の補助額。補助金は最大額。

	住宅型				事業所型		地域交流拠点型	担当課	電話番号
	一般	若年・子育て	UJIターン	学生シェア	一般	UJIターン			
芦屋市	100(65)	150(100)	—	—	150(115)	—	500(350)	都市計画課	0797-38-2109
川西市	—	100	—	—	100	—	200	住宅政策課	072-740-1205
三田市	—	100	100	—	—	—	200	都市政策課	079-559-5128
加古川市	50	—	—	—	—	—	—	住宅政策課	079-427-9327
高砂市	150	200	—	—	150	—	—	建築住宅課	079-443-9035
稲美町	150	150	—	—	150	—	—	都市計画課	079-492-9143
西脇市	100	150	—	—	150	—	—	建築住宅課	0795-22-3111
加西市	150	200	200	270	225	300	500	きてみて住んで課	0790-42-8729
加東市	100	150	—	—	150	—	500	都市政策課	0795-43-0517
相生市	50	75	—	—	250	—	—	地域振興課	0791-23-7130
たつの市	150	200	—	—	225	—	—	まちづくり推進課	0791-64-3167
赤穂市	100	150	—	—	150	—	500	都市計画課	0791-43-6827
太子町	150	200	—	—	220	—	500	まちづくり課	079-277-5992
上郡町	100	150	—	—	150	—	500	企画政策課	0791-52-1112

① 建物調査

古民家を対象として、大工・建築士等の専門家を派遣して古民家を調査し、建物の状態や維持管理方法、修繕・再生の可能性等のアドバイスを行います。

② 再生提案

建物調査を行った古民家のうち、特に再生を推奨するものについて、専門家を再度派遣して、所有者の意向等を勘案した再生手法の提案を行います。

③ フィジビリティ(実現可能性)調査費補助

再生提案または自主提案を行った古民家のうち、古民家活用の実現可能性を調査・評価するために必要な経費の一部の補助を行います。

【問合せ先】

- ・兵庫県住宅政策課 TEL:078-362-3583
 - ・ひょうご住まいサポートセンター TEL:078-360-2536
- ※ひょうご住まいサポートセンターでは、建物調査・再生提案に関することのみ対応します。

④ 改修工事費補助

再生提案または自主提案を行った古民家のうち、地域活動の拠点・宿泊体験施設・店舗等の地域活性化に資する施設（地域交流施設等）又は歴史的景観形成地区等で賃貸住宅として再生するものに対して市町とともに改修工事費の補助を行います。

○補助額

※コワーキングスペースに活用する場合であって、改修に必要な費用が500万円以上である場合に限り、100万円を上限とし、事務機器取得費を補助対象経費に含むことができる

※市町が補助する額を上限とする

古民家		古民家のうち歴史的建築物	
対象工事費	補助額	対象工事費	補助額
500～1,000万円	250万円	500～1,000万円	250万円
1,000～1,500万円	400万円	1,000～2,000万円	500万円
1,500万円～	500万円	2,000～3,000万円	850万円
		3,000万円～	1,000万円

古民家再生促進支援事業

地域の建築士・大工等による古民家の建物調査及び再生提案を、ひょうご住まいサポートセンターに委託して実施するとともに、市町とともに活用のための改修工事費補助の一部を補助。

○事業の対象となる古民家

- 次に掲げる要件に該当する築50年以上の住宅又は歴史的建築物
- ・軸組構造で造られたもの
 - ・接合金物に頼らない伝統的な継ぎ手及び仕口を用いたもの
 - ・筋かい等の斜材を多用せず、貫を用いたもの
 - ・主要な壁は土塗り壁等の湿式工法を用いたもの
 - ・屋根は和瓦又は茅葺き等伝統的素材を用いたもの

※歴史的建築物

- 次に掲げる要件のいずれかに該当する住宅をいう。
- ア 景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観重要建築物
 - イ 県又は市町の景観条例等に基づく景観形成重要建築物等
 - ウ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく指定文化財又は登録文化財
 - エ 文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物
 - オ ひょうごの近代住宅100選に選定された建築物

▼事業活用事例 【淡河宿本陣跡】（神戸市北区淡河町）



コミュニティスペース&カフェ



その他 空き家等の活用に関する県の支援制度

事業番号	事業名	事業概要	対象経費	担当課室	連絡先
①	ひょうごチャレンジ起業支援貸付	「ふるさと起業・移転促進事業」、「女性・若手・ミドル・シニア・ポストコロナ起業家支援事業」、「ポストコロナ・スタートアップ支援事業」の申請書に対して資金を融資	融資（改修等設備資金、運転資金）	新産業課	078-362-4157
②	空き店舗等再生貸付	空き店舗等を活用して事業を行う場合に資金を融資	融資（改修等設備資金、運転資金）	地域金融室	078-362-3321
③	商店街新規出店・開業支援事業	やる気ある事業者の新規出店・開業促進及び子育て・高齢者支援等、地域の交流や生活支援を図る施設の設置運営を支援	改修費、賃借料	経営商業課	078-362-3326
④	空き家等を活用した障害者の地域交流促進事業	空き家等を借り上げ、就労系の障害福祉サービス事業所が賃金向上等に関する事業に活用する場合の初年度整備費等を支援	事業所開設当初に必要な備品購入費等、賃借料	ユニバーサル推進課	078-362-3261
⑤	「がんばる地域」交流・自立応援事業	多自然地域において、地域活動に必要な活動交流拠点の改修や遊休施設を活用した稼ぐしくみを構築するための計画策定や施設整備等を支援	計画策定費、拠点整備費	地域創生局企画参事（地域振興担当）	078-362-4314
⑥	戦略的移住推進事業（住環境整備）	多自然地域において、長期計画に基づき戦略的に移住者を受入れる地域に対して、空き家を活用した移住者用住宅（お試し居住用含む）の整備に要する経費を支援	改修費	地域創生局企画参事（地域振興担当）	078-362-4314
⑦	六甲山遊休施設利活用等支援事業	六甲山上に立地する遊休施設等について、不特定多数の方が利用可能な集客施設（ホテル、ゲストハウス、工房、レストラン等）又は都市型創造産業（IT、デザイン、映像等）に資するオフィスとして利活用する場合の改修等を支援	一般改修工事費、耐震改修工事費、建て替え工事費、新設工事費	土地対策室	078-362-9297

空き家等の活用に関する市町の支援制度

※掲載している他にも支援制度がある場合があります。

市町名	事業名	事業概要	対象経費	担当窓口	連絡先
神戸市	里づくりの拠点施設等改修支援事業(交流施設型)	地域の特色を生かして都市住民との交流等を実施する拠点となる施設の整備費を補助	改修費	農政計画課	078-984-0371
	里づくりの拠点施設等改修支援事業(定住・起業型)	神戸・里山暮らし空家バンクに登録されている空き家等を専用住宅として取得又は賃借する場合の空き家の整備費を補助	改修費	農政計画課	078-984-0371
	里づくりの拠点施設等改修支援事業(神戸農泊・お試し移住型)	農業体験等と組み合わせる宿泊業を営む施設の整備や、短期滞在型住宅施設の整備費を補助	改修費	農政計画課	078-984-0371
	里山「しごとつくる拠点施設」整備支援事業	里づくりの拠点施設のうち、特に、農村地域における「しごと」を増やし、地域の「担い手」の育成に寄与すると認められる施設の整備費を補助	改修費	農政計画課	078-984-0371
	空家活用支援事業	空き家の片付けに要する費用を補助	片付け、処分費用	農政計画課	078-984-0371
	神戸市空き家・空き地地域利用応援制度	地域活動や交流の拠点など、地域のために空き家等を活用する際に必要な経費を補助	初期・維持費、改修費、アドバイザー派遣等	すまいるネット	078-647-9933
	子育て支援住宅取得補助制度	子育て世帯・若年夫婦世帯がよりよい住環境を確保するためのリノベーションや建て替えを支援	中古住宅取得費	すまいるネット	078-647-9933
尼崎市	空家活用アドバイザー派遣事業	空き家の活用・流通などのアドバイスを行う宅地建物取引士などの専門家を無償で派遣	人件費	住宅政策課	06-6489-6608
	子育てファミリー世帯及び新婚世帯向け空家改修費補助事業	子育てファミリー世帯または新婚世帯が一戸建ての空き家を取得し、その改修を行った場合の改修費用の一部を補助	改修費	住宅政策課	06-6489-6608
	空家改修費補助事業	一定期間利用されていない空き家や建て替えが難しい空き家を対象に、利活用に伴う改修費用の一部を補助	改修費	住宅政策課	06-6489-6608
西宮市	空き家等地域活用支援事業	空き家等を活用し、地域コミュニティ活動などの公益的な目的のために活用する場合に費用などの一部を補助	改修費、家屋内整理等作業費	すまいる推進課	0798-35-3772
芦屋市	芦屋市空き家活用支援事業	空き家を住宅・事業所・地域交流拠点として活用する場合に、改修費用の一部を補助	改修費	都市計画課	0797-38-2109
川西市	川西市空き家活用支援事業	以下に示す対象者が実施する、空き家の機能回復又は設備改善に必要な工事に要する経費の一部を補助 ①空き家を購入し定住する若年子育て世帯 ②空き家を事業所として活用するために改修する者 ③地域活性化に貢献すると認められる者及び団体	改修費	住宅政策課	072-740-1205
三田市	マイホーム借上げ制度推進事業	(一社) 移住・住みかえ支援機構が行うマイホーム借上げ制度の利用に必要な費用の一部を補助	事務手数料、建物診断費、改修費	都市政策課	079-559-5128
	空き家リフォーム補助事業	空き家を住宅・地域交流拠点として活用する場合に、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	都市政策課	079-559-5128
	空き家バンク登録促進補助事業	空き家バンクに登録するために要した登記等手続き費用や不要な家財等撤去費用を補助	登記費用、処分費用	都市政策課	079-559-5128
	古民家等利活用促進事業	古民家等を改修し、地域再生施設として事業を行うものに対し、事業費の一部を補助	改修費	都市政策課	079-559-5118
加古川市	空き店舗等活用支援事業	市街化調整区域に存する空き家を活用して事業を開始する方に、店舗賃借料及び広告宣伝費の一部を補助	賃借料、広告宣伝費	産業振興課	079-427-9756
高砂市	空き家活用支援事業	空き家バンクに登録された住宅を、居住用・賃貸住宅用の住宅又は事業所として活用しようとする場合に費用の一部を補助	改修費	建築住宅課	079-443-9035
稲美町	空き家活用支援事業	空き家を住宅・事業所として活用する場合に、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	都市計画課	079-492-9143
西脇市	起業・第二創業促進支援事業	市内で新たに起業又は第二創業を行う者に対し、対象経費の2分の1を補助。移住の場合は加算措置あり	改修等工事費、賃借料等	商工観光課	0795-22-3111
	産業立地促進賃料補助事業	空き家、空き店舗等を活用して新たにIT関連の事業を実施する方に対し、対象経費の一部を補助	家賃、通信回線使用料	商工観光課	0795-22-3111
三木市	UIJ ターン住宅取得支援事業	移住する若者世帯の住宅購入を支援	取得費	縁結び課	0794-82-3030
加西市	空き店舗活用補助事業	空き店舗を活用した店舗・オフィス開設のための賃借料や改装費の一部、市民の新規雇用に対して補助	賃借料・改装費、雇用促進補助	産業振興課	0790-42-8740
	空き家改修事業	空き家を改修して売却や貸出をする方や購入した空き家を改修する方に一定の補助。改修工事の1/2(上限50万円)	改修費	きてみて住んで課	0790-42-8729
	空き家財道具等処分支援補助事業	空き家バンク登録物件の家財道具の片付け費用などを補助(上限10万円)	片付け・処分費用	きてみて住んで課	0790-42-8729
	起業・創業スタートアップ支援事業補助金	事業所の改修費用や専門家経費、販促費用など起業・創業にかかる経費などを補助(最大200万円)	改修費、事業費等	産業振興課	0790-42-8740
加東市	空家活用支援事業	空き家を住宅・事業所・地域交流拠点として活用する場合に、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	都市政策課	0795-43-0517

家賃補助制度を活用しよう

結婚や県外からの引っ越しを機に、まずは賃貸住宅を借りて新生活をスタート、という場合に、初期費用・家賃・引越費用などの一部を補助している市町があります。

市町名	事業名	担当窓口	連絡先
神戸市	結婚新生活支援事業	住宅政策課	078-595-6498
三田市	新婚世帯転入応援補助事業	都市政策課	079-559-5128
稲美町	結婚新生活支援補助金	企画課	079-492-9130
	お試し居住補助金	企画課	079-492-9130
西脇市	結婚新生活支援事業	次世代創生課	0795-22-3111
三木市	結婚新生活支援事業	縁結び課	0794-82-3030
加西市	新婚世帯向け家賃補助制度	きてみて住んで課	0790-42-8764
	新規就農者支援事業	農政課	0790-42-8741
加東市	結婚新生活支援事業	都市政策課	0795-43-0517
多可町	多可町結婚新生活支援事業	定住推進課	0795-32-4776
神河町	若者世帯向け家賃補助事業	ひと・まち・みらい課	0790-34-0002
相生市	新婚世帯家賃補助金交付事業	定住促進室	0791-23-7125
穴栗市	新婚生活支援事業補助金	社会福祉課	0790-63-3067
上郡町	結婚新生活支援補助金	健康福祉課	0791-52-1114
	新規就農者等家賃補助金交付制度	産業振興課	0791-52-1116
佐用町	結婚新生活支援事業	健康福祉課	0790-82-0661
豊岡市	若手農家賃支援事業	農林水産課	0796-23-1127
養父市	やぶ暮らし住宅支援制度	やぶぐらし課	079-662-3172
朝来市	あさご暮らし住宅取得等応援事業(家賃補助)	総合政策課	079-672-1492
新温泉町	民間賃貸住宅家賃助成金	商工観光課	0796-82-5625
	結婚新生活支援補助金	商工観光課	0796-82-5625
丹波篠山市	新規就農者支援事業(家賃助成)	農都政策課	079-552-1114
洲本市	お試し滞在支援事業	創造都市課	079-552-5106
	すもと新生活スタートアップ支援事業	魅力創生課	0799-24-7641
南あわじ市	新婚世帯家賃補助事業	ふるさと創生課	0799-43-5205
	結婚新生活支援事業	ふるさと創生課	0799-43-5205
	移住支援補助事業	ふるさと創生課	0799-43-5205
淡路市	新婚世帯家賃補助事業	子育て応援課	0799-64-2134

農地付き空き家を活用しよう

「農業をしながら田舎暮らしをしたい」と思っても、営農面積の下限値がありますが、各市町ではこれを引き上げています。農地の取得には、一定の要件があるため、詳しくは各市町の所管課にお問い合わせください。

※下限面積の()内：農業委員会が特に指定した区域の場合

市町名	下限面積
神戸市	10a (1m)
尼崎市	10a
西宮市	10a (5a)
芦屋市	50a (20a)
伊丹市	10a
宝塚市	30a (10a)
川西市	10a
三田市	30a (1m)
猪名川町	30a (10a)
明石市	30a (10a)
加古川市	30a (20a,概ね1a~5a)
高砂市	20a
稲美町	40a
播磨町	20a

市町名	下限面積
西脇市	30a (1m)
三木市	20a
小野市	40a (1a)
加西市	30a (1a)
加東市	30a
多可町	30a (1m)
姫路市	30a (10a)
神河町	30a (1a,10a)
市川町	30a (1m)
福崎町	30a (1m)
相生市	30a
たつの市	30a (1m)
赤穂市	30a (1a)
穴栗市	30a (1a)

市町名	下限面積
太子町	30a
上郡町	30a (1m,10a)
佐用町	30a (1m)
豊岡市	40a (1m)
養父市	10a (1a)
朝来市	30a (1m)
香美町	30a (1m)
新温泉町	30a
丹波篠山市	30a (1m)
丹波市	30a (1a,10a)
洲本市	50a
南あわじ市	50a (30a)
淡路市	40a (30a)

▲営農面積の下限値

市町名	事業名	事業概要	対象経費	担当窓口	連絡先
朝来市	あさご暮らし住宅取得等応援事業	若者・子育て世代もしくは転入者が市内に定住するために住宅を取得（新築・購入*空き家含む）した費用を最大90万円補助	新築又は購入費用	総合政策課	079-672-1492
	空き家活用促進事業	市内の空き家を利用するために行われる改修工事費用の一部を最大70万円補助	改修費	総合政策課	079-672-1492
	空家・空き店舗利用支援（にぎわい創出、街なか活性化、和田山駅前活性化）	市内の空き家・空き店舗を活用して新たに开店される方に経費の一部（最大200万円）を補助（より有利な補助率・補助額となる出店エリアあり）	改修費、備品購入費、賃借料又は建物購入費	経済振興課	079-672-2816
	サテライトオフィス等開設補助金	市内の空き家・空き店舗を活用してサテライトオフィス等（創業又は新分野での事業の用に供する事務所）を開設される方に経費の一部を補助	改修費、事務機器取得費等	経済振興課	079-672-2816
香美町	住宅改修費助成金交付事業	空き家バンクに登録された住宅を改修して居住する場合に、要する費用の一部を町内で利用可能な商品券で補助	改修費	企画課	0796-36-1962
	住宅取得奨励金事業	空き家バンクに登録された住宅や中古住宅を取得した際の購入費を、町内で利用可能な商品券で補助	購入費	企画課	0796-36-1962
	空き家利活用促進支援（利用準備支援）	空き家バンクに登録された住宅に現存する家財道具の撤去や屋内外の清掃に要する経費を補助	家財撤出・処分費	企画課	0796-36-1962
	空き家利活用促進支援（お試し住宅利用）	空き家バンクに登録された住宅をお試し住宅として利用する場合に、家賃相当額の一部を補助	家賃	企画課	0796-36-1962
	IT関連オフィス等開設・設置支援事業	町内にIT関連オフィス等を開設または設置する事業者に対し、建物の改修費等を補助	改修費、賃借料、通信回線使用料	企画課	0796-36-1962
	移住体験施設開設支援補助金	空き家を利用してゲストハウスなど移住体験施設を整備・運営を行う事業者等に対し、改修費等を補助	改修費、家財処分費	企画課	0796-36-1962
	起業・創業支援事業	町内で起業・創業する場合の初期投資費用の一部を補助	設備費、備品購入費、広告宣伝費等	観光商工課	0796-36-3355
	簡易耐震診断推進事業	住宅の簡易耐震診断を受ける場合の費用を9割補助	診断費	建設課	0796-36-1961
新温泉町	空き家リフォーム補助金	「新温泉町空き家バンク」に登録している又は登録予定の空き家のリフォーム費用の10%（上限50万円）を助成	改修費・家財処分費	商工観光課	0796-82-5625
	定住促進住宅取得助成金	町内で住宅を新築・購入又は改修費用に対し助成（上限50万円。転入者の場合は上限70万円。改修は費用の10%。年齢要件等あり）	新築、購入又は改修の費用	商工観光課	0796-82-5626
	温泉配湯助成金	定住促進住宅取得助成事業と併せて、新たに温泉の配湯を開始した方に、温泉使用料の基本料金を5年間助成	温泉配湯使用料の基本料金	商工観光課	0796-82-5626
	起業支援事業補助金	町内で新たに起業される方を対象に、初期投資費用の50%（上限50万円。転入者の場合は上限100万円）を助成	改修費、建物取得費用	商工観光課	0796-82-5626
丹波篠山市	空き家バンク活用住宅改修補助金	空き家バンク利用登録者が空き家バンクの物件を住宅として活用するための改修を支援	改修費	創造都市課	079-552-5106
	空き家活用事業補助金	兵庫県の古民家再生促進支援事業を実施して古民家の再生をする場合に支援	改修費	創造都市課	079-552-5106
	若者定住支援住宅補助金【市内工務店利用型】	市内工務店を利用して住宅を新築・改修する若者・子育て世帯を支援	新築・改修にかかる費用	創造都市課	079-552-5106
	若者定住支援住宅補助金【定住促進重点地区型】	定住促進重点地区で住宅を新築・改修・購入する若者・子育て世帯を支援	新築・改修・購入にかかる費用	創造都市課	079-552-5106
	若者定住支援住宅補助金【三世代同居型】	三世代同居・近居のために住宅を新築・改修・購入する若者・子育て世帯を支援	新築・改修・購入にかかる費用	創造都市課	079-552-5106
	空き家活用支援事業	兵庫県の空き家活用支援事業の対象となるもので、住宅や事業所等として空き家を活用するための改修を支援	改修費	創造都市課	079-552-5106
	起業支援助成金	空き家バンクの空き家等を活用した起業を支援	改修・改装費、機械設備購入費等	商工振興課	079-552-0100
丹波市	丹波市空き家活用促進事業補助金（居住型）	住まいるバンク制度を介して購入した空き家で居住する場合に改修費用の一部を補助	改修費	都市住宅課	0795-74-2364
	丹波市空き家活用促進事業補助金（開業型）	住まいるバンク制度を介して購入した空き家で開業する場合に改修費用の一部を補助	改修費	都市住宅課	0795-74-2364
	空き家利活用地域活性化事業	兵庫県の空き家活用支援事業により空き家を地域交流施設として活用する場合に改修費用の一部を補助	改修費	都市住宅課	0795-74-2364
	古民家再生促進支援事業	兵庫県の古民家再生促進支援事業により古民家を再生する場合に改修費用の一部を補助	改修費	都市住宅課	0795-74-2364
洲本市	すもと新生活スタートアップ支援事業	淡路島外から移住する2人以上の世帯に対し、住宅を取得（改修費用含む）した費用を最大180万円助成	新築、購入又は改修の費用	魅力創生課	0799-24-7641
南あわじ市	定住促進空き家活用支援事業	空き家バンクに登録された物件を購入・賃借して、居住のために改修等をする場合に、費用の一部を補助	改修費、家財道具処分費、登記費、引越し費	ふるさと創生課	0799-43-5205
	マイホーム取得事業	淡路島外からの移住者の方へ、空き家バンクに登録された住宅取得費用の一部を補助	取得費	ふるさと創生課	0799-43-5205
	多世代同居・近居支援事業	多世代で同居や近居をする際に、空き家を購入またはリフォーム等を行う場合、費用の一部を補助	取得費、改修費	ふるさと創生課	0799-43-5205
	起業支援事業	市内での起業を促進するため、費用の一部を補助（空き家バンク登録物件を使用した場合加算金あり）	改修費、機材設備購入費等	商工観光課	0799-43-5221
	IT戦略推進事業及びコワーキングスペース開設支援事業	兵庫県IT戦略推進事業及びコワーキングスペース開設支援事業を受けた人に、空き家を利用する場合は建物改修費の上限額を引き上げ	建物改修費、通信回線利用料等	商工観光課	0799-43-5221
淡路市	移住促進空き家改修支援事業	空き家を購入して居住のために改修する場合に、改修費等の一部を補助	改修費、移転費、家財処分費	まちづくり政策課	0799-64-2506

市町名	事業名	事業概要	対象経費	担当窓口	連絡先
多可町	住宅リフォーム助成事業	町内業者を利用した50万円以上の自宅のリフォーム工事費用の5%を補助（上限5万円）	住宅の増築、改築、修繕工事等	定住推進課	0795-32-4776
	IT関連事業振興支援補助金事業	兵庫県IT事業所開設支援を受けた人に上乗せ補助	建物改修費、通信回線使用料等	商工観光課	0795-32-4779
	創業・起業支援補助金	町内に拠点事業所を置いて、創業・起業をする方に初期経費の2/3を補助（上限20万円）	増改築費、設備備品取得費等	商工観光課	0795-32-4779
	空き家活用支援事業	一戸建ての空き家を住宅・事業所として活用しようとする場合に改修費の一部を補助	改修費	定住推進課	0795-32-4776
	中古住宅購入助成事業	中古住宅を購入し10年以上居住する方に10万円を補助（若年世帯・子育て世帯、40歳未満の単身者は20万円）	住宅取得費	定住推進課	0795-32-4776
	あったか家族多世代住宅助成事業	若者世帯が親元での同居や近居のために1,000万円以上で住宅を新築、増築、改築する場合に30万円を補助	工事費	定住推進課	0795-32-4776
姫路市	住宅ローン利子助成事業	兵庫県信用組合との包括地域連携協定に基づき、若者・子育て世代が初めて住宅を新築・リフォーム又は購入する場合に、組合の住宅ローン契約による利息のうち0.5%相当額を助成	利子補給	定住推進課	0795-32-4776
	空き家改修支援事業（交流施設型）	空き家バンク登録物件を交流施設等（宿泊施設、創作活動施設等）として活用するための改修経費の一部を補助	改修費	住宅課	079-221-2642
神河町	創業促進事業	町内で新たな事業を始めようとする方の、起業に要する費用の一部を補助	改修費、人件費、賃借料等	ひと・まち・みらい課	0790-34-0002
	若者世帯住宅取得支援事業	町内で住宅を取得（新築・購入等）する場合、費用の一部を補助（最大190万円）	住宅取得費	ひと・まち・みらい課	0790-34-0002
	若者世帯住宅リフォーム支援事業	町内にある住宅をリフォームする場合、費用の一部を補助（最大90万円）	改修費	ひと・まち・みらい課	0790-34-0002
	空き家活用支援事業	一戸建ての空き家を住宅、事業所または地域交流拠点として活用する者に対し、その改修に要する費用の一部を補助	改修費	ひと・まち・みらい課	0790-34-0002
市川町	空き家活用支援事業	一戸建ての空き家を住宅、事業所または地域交流拠点として活用する者に対し、その改修に要する費用の一部を補助	改修費	住民環境課	0790-26-1011
福崎町	空家再生等推進事業	地域団体等が空き家を地域交流拠点として活用する場合に、必要な費用の一部を補助	改修費	まちづくり課	0790-22-0560
相生市	空家活用支援事業	空き家を住宅・事業所・地域交流拠点として活用する場合に、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	地域振興課	0791-23-7130
たつの市	空き家活用支援事業	空き家を住宅・事業所として活用する場合に、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	まちづくり推進課	0791-64-3167
	空き家家財道具等撤去費支援事業	空き家バンク登録物件の売買・賃借が成立した場合に、残存する家財道具等の処分・搬出に要する経費の一部を補助	家財撤出・処分費	まちづくり推進課	0791-64-3167
	創業支援事業	市内で新たに創業を計画している方に対して、その創業に要する経費の一部を補助	改修費、設備費等	商工振興課	0791-64-3158
赤穂市	若者定住促進住宅取得支援事業	新たに住宅を取得する転入者、若者世帯に対して住宅取得奨励金を交付	—	まちづくり推進課	0791-64-3167
	空家活用支援事業	一戸建ての空き家を改修し、住宅、事業所、地域交流拠点として活用しようとする方に、改修費の一部を補助	改修費	都市計画課	0791-43-6827
	古民家再生促進支援事業	空き家となった古民家を改修し、地域交流施設等として再生しようとする方に、改修費の一部を補助	改修費	都市計画課	0791-43-6827
	商店街空き店舗等活用事業	商店街の空き店舗を商店街活性化に向け整備利用する場合の家賃及び店舗改装費の一部を補助	家賃、改修費	商工課	0791-43-6838
穴栗市	空き家情報バンク活用支援事業	空き家バンク登録の際に必要なとなった相続登記費用や、空き家バンク登録物件の購入者等が負担する仲介手数料及び引越し費用の一部を補助	登記費用、仲介手数料、引越し費用	市民対話課	0791-43-6812
	穴栗市森林の家づくり応援事業（空き家改修支援）	空き家を取得又は賃貸し、住宅・店舗等に使用するために要する改修費を補助	改修費	住宅土地政策課	0790-63-3166
太子町	穴栗市森林の家づくり応援事業（住宅取得支援）	子育て世代が市内で住宅を取得（新築・中古）する場合、建物の取得費用の一部を補助（最大140万円）	住宅取得費	住宅土地政策課	0790-63-3166
	空き家活用支援事業	町内にある一戸建ての空き家を住宅・事業所・地域交流拠点として活用しようとする場合に改修費の一部を補助	改修費	まちづくり課	079-277-5992
上郡町	中古住宅取得費補助交付制度	定住を目的として中古住宅を取得した場合、住宅取得費の一部を補助	住宅取得費	企画政策課	0791-52-1112
	三世代同居等世帯支援補助金交付制度	三世代同居・近居のために住宅を取得又は改修する世帯に対し、費用の一部を補助	改修費、取得費	企画政策課	0791-52-1112
佐用町	空き家活用支援事業	空き家を住宅、事業所又は地域交流拠点として改修し、活用する場合に費用の一部を補助	改修費	企画政策課	0791-52-1112
	若者住宅取得応援金	40歳以下の者が定住を前提に空き家バンク登録物件を購入した場合に応援金を支給	—	商工観光課	0790-82-0670
豊岡市	中小企業者創業支援事業	町内で新たな事業を始めようとする場合に要する費用の一部を補助	改修費、賃料	商工観光課	0790-82-0670
	定住促進事業補助金	市外からの転入者に対し、住宅の改修費、移転費等を補助	改修費、移転費	環境経済課	0796-21-9096
養父市	やぶの空き家活用支援事業	空き家を住宅として活用する場合に、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費・家財処分	やぶぐらし課	079-662-3172
	創業・第二創業補助金	個人や事業者が起業する新規創業の経費に対し最大100万円を補助	改修費、人件費、賃借料等	商工観光課	079-664-0285



地域によって
全く異なる表情を持つ兵庫県。
自分にぴったりの暮らし方を
探してみませんか？

「カムバックひょうごセンター」では、移住等に関する様々な情報を提供しています。

カムバックひょうごセンター 又は TEL : 078-360-9971 まで

【発行】兵庫県県土整備部住宅建築局住宅政策課 TEL : 078-362-3583

03土P2-031B5